

大分県報

令和五年
号外（五八）
三月三十一日

（金曜日）

目次

病院局管理規程

大分県病院局長が保有する個人情報の保護等に関する規程の制定……………

病院局告示

口頭により開示請求することができる個人情報の廃止……………

病院局訓令

大分県病院局における個人情報の管理に関する規程の制定……………

○病院局管理規程

大分県病院局長が保有する個人情報の保護等に関する規程を次のように定める。
令和五年三月三十一日

大分県病院局管理規程第六号
大分県病院局長 井上敏郎

大分県病院局長が保有する個人情報の保護等に関する規程

大分県病院局長が保有する個人情報の保護等のうち個人情報ファイル簿の作成及び公表並びに保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する規定の適用については、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（令和五年大分県規則第二十八号）の例による。

附則

（施行期日）

- この規程は、令和五年四月一日から施行する。
（大分県病院局長が保有する個人情報の保護等に関する規程の廃止）
- 大分県病院局長が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十八年大分県病院局管理規程第八号）は、廃止する。

○病院局告示

大分県病院局告示第二号

口頭により開示請求することができる個人情報（平成十九年大分県病院局告示第四号）は、廃止する。

令和五年三月三十一日

大分県病院局長 井上敏郎

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

○病院局訓令

大分県病院局訓令第三号

大分県病院局における個人情報の管理に関する規程を次のように定める。
大分県病院局長 井上敏郎

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
 - 第二章 管理体制（第三条―第六条）
 - 第三章 教育研修（第七条）
 - 第四章 職員の責務（第八条）
 - 第五章 個人データ等の取扱い（第九条―第二十一条）
 - 第六章 情報システムにおける安全の確保等（第二十二条―第三十七条）
 - 第七章 情報システム室の安全管理（第三十八条・第三十九条）
 - 第八章 個人データ等の提供及び業務の委託等（第四十条・第四十一条）
 - 第九章 安全管理上の問題への対応（第四十二条―第四十四条）
 - 第十章 点検の実施（第四十五条・第四十六条）
 - 第十一章 補則（第四十七条・第四十八条）
- 附則
第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規程は、大分県病院局（以下「病院局」という。）における個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）第二十三条に規定する個人データの安全管理並びに個人情報保護法第二百一十一条第二項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）第十二条に規定する行政機関等匿名加工情報等及び個人番号の適切な管理のために必要な措置について定めるものとする。

（定義）

第二条 この規程において使用する用語は、個人情報保護法及び番号法において使用する用語の例による。

第二章 管理体制

（管理体制）

第三条 個人データ、行政機関等匿名加工情報等及び個人番号（以下「個人データ等」という。）の適正な管理を図るため、次の各号に掲げる職を置き、当該各号に定める者をもって充てる。

- 一 総括責任者 大分県病院局長
- 二 保護管理者 総括責任者が指定する職にある者
- 三 保護担当者 保護管理者が指定する職にある者

（総括責任者）

第四条 総括責任者は、個人データ等の適正な管理を確保するため、保護管理者を監督する。

（保護管理者）

第五条 保護管理者は、病院局における個人データ等の管理に関する事務を総括する。

2 保護管理者は、個人データ等を情報システムで取り扱う場合、当該情報システムの管理者と連携して、前項の事務を行う。

3 保護管理者は、個人番号及び特定個人情報を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）並びにその役割を指定する。

4 保護管理者は、各事務取扱担当者が取り扱う個人番号及び特定個人情報の範囲を指定する。

5 保護管理者は、次に掲げる組織体制を整備する。

- 一 事務取扱担当者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の報告連絡体制

二 個人番号及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の事案の発生又は兆候を把握した場合の報告連絡体制

三 個人番号及び特定個人情報を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化

四 個人番号及び特定個人情報の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制

（保護担当者）

第六条 保護担当者は、保護管理者を補佐し、病院局における個人データ等の管理に関する事務を行う。

第三章 教育研修

第七条 総括責任者は、個人データ等の取扱いに従事する職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対し、個人データ等の取扱いについて理解を深め、個人データ等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

2 総括責任者は、保護管理者及び保護担当者に対し、現場における個人データ等の適切な管理のための教育研修を定期的実施する。

3 総括責任者は、個人データ等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、個人データ等の適切な管理のため、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

4 保護管理者は、病院局の職員に対し、個人データ等の適切な管理のため、総括責任者の実施する教育研修への参加の機会の付与その他の必要な措置を講ずる。

第四章 職員の責務

第八条 職員は、個人情報保護法及び番号法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに総括責任者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、個人データ等を取り扱うわなければならない。

2 大分県病院局長は、法令又はこの規程に違反した職員に対し、法令等に基づき厳正に対処するものとする。

第五章 個人データ等の取扱い

（アクセス制限）

第九条 保護管理者は、個人データ等の秘密性その他その内容に応じて、当該個人データ等にアクセス（情報に接する行為をいう。以下同じ。）をする権限（以下「アクセス権限」という。）を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限定するものとする。

2 アクセス権限を有しない職員は、個人データ等にアクセスしてはならない。
3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で個人データ等にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。
(複製等の制限)

第十条 保護管理者は、職員が業務上の目的で個人データ等を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、当該個人データ等の秘匿性その他その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行うものとする。

一 個人データ等の複製

二 個人データ等の送信

三 個人データ等が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し

四 その他個人データ等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為として保護管理者が定めるもの

(誤りの訂正)

第十一条 職員は、個人データ等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正その他の必要な措置を行うものとする。

(媒体の管理等)

第十二条 職員は、保護管理者の指示に従い、個人データ等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、当該媒体の耐火金庫への保管、保管場所への施錠その他の個人データ等の漏えい等を防止するための措置を講ずるものとする。

2 職員は、個人データ等が記録されている媒体を外部へ送付し、又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等(パスワード、ICカード又は生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)の設定等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるとともに、追跡可能な移送手段の利用その他の必要な措置を講ずるものとする。
(誤送付等の防止)

第十三条 職員は、個人データ等を含む電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務及び事業において取り扱う個人データ等の秘匿性その他その内容に応じ、複数の職員による確認、チェックリストの活用その他の必要な措置を講ずるものとする。
(廃棄等)

第十四条 職員は、個人データ等又は個人データ等が記録されている媒体(端末機器及びサーバに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該個人データ等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。この場合において、個人データ等の消去や個人データ等が記録されている媒体の廃棄を委託するとき(二以上の段階にわたり委託をするときを含む。)は、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は消去及び廃棄を証明する書類(写真等を付したものに限る。)を受け取る等の方法により、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。
(個人データ等の取扱状況の記録)

第十五条 保護管理者は、個人データ等の秘匿性その他その内容に応じて、台帳等を整備し、当該個人データ等の利用、保管等の取扱いの状況について記録するものとする。
(外的環境の把握)

第十六条 個人データ等が、外国(民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合における当該クラウドサービス提供事業者が所在する国及び個人データが保存されるサーバが所在する国をいう。)において取り扱われる場合には、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データ等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
(個人番号の利用の制限)

第十七条 事務取扱担当者は、番号法に定める事務の処理を行う場合に限り、個人番号を利用するものとする。
(個人番号の提供の求めの制限)

第十八条 事務取扱担当者は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務(以下「個人番号利用事務等」という。)を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。
(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第十九条 事務取扱担当者は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。
(個人番号及び特定個人情報の収集・保管の制限)

第二十条 職員は、番号法第十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報収集し、又は保管してはならない。
(取扱区域)

第二十一条 保護管理者は、個人番号及び特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域を明

確にし、物理的な安全管理措置を講ずるものとする。

第六章 情報システムにおける安全の確保等

（アクセス制御）

第二十二条 保護管理者は、個人データ等（情報システムで取り扱うものに限る。第三十四条を除き、以下この章及び次章において同じ。）の秘匿性その他その内容に応じて、認証機能の設定その他の当該個人データ等へのアクセスを制御するために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備し、定期的又は随時に見直しを行うとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、個人番号利用事務において使用する情報システムの構築及び運用について、インターネットからの独立その他の必要な措置を講ずるものとする。

（アクセス記録）

第二十三条 保護管理者は、個人データ等の秘匿性その他その内容に応じて、当該個人データ等へのアクセスの状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（アクセス状況の監視）

第二十四条 保護管理者は、個人データ等の秘匿性その他その内容及びその量に応じて、当該個人データ等への不正なアクセスの監視のために必要な措置を講ずるものとする。

（管理者権限の設定）

第二十五条 保護管理者は、個人データ等の秘匿性その他その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とすることその他の必要な措置を講ずるものとする。

（外部からの不正アクセスの防止）

第二十六条 保護管理者は、個人データ等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御その他の必要な措置を講ずるものとする。

（不正プログラムによる漏えい等の防止）

第二十七条 保護管理者は、不正プログラムによる個人データ等の漏えい等の防止のため、

ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消及び把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずるものとする。

（情報システムにおける個人データ等の処理）

第二十八条 職員は、個人データ等について、一時的に加工等の処理を行うため複製を行う場合には、その対象を必要最小限とし、処理終了後は、不要となった個人データ等を速やかに消去するものとする。

2 保護管理者は、当該個人データ等の秘匿性その他その内容に応じて、随時、前項の規定による消去の実施状況を重点的に確認するものとする。

（暗号化）

第二十九条 保護管理者は、個人データ等の秘匿性その他その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、前項の措置を踏まえ、その処理する個人データ等について、当該個人データ等の秘匿性その他その内容に応じて、適切に暗号化を行うものとする。

（記録機能を有する機器・媒体の接続制限）

第三十条 保護管理者は、個人データ等の秘匿性その他その内容に応じて、当該個人データ等の漏えい等の防止のため、許可された電子媒体又は機器以外のものの使用の制限、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器又は媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）その他の必要な措置を講ずるものとする。

（端末機器の限定）

第三十一条 保護管理者は、個人データ等の秘匿性その他その内容に応じて、当該個人データ等の処理を行う端末機器を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

（端末機器の盗難防止等）

第三十二条 保護管理者は、端末機器の盗難又は紛失の防止のため、端末機器の固定、執務室の施錠その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末機器を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

（閲覧防止）

第三十三条 職員は、端末機器の使用に当たっては、個人データ等が当該職員以外の者に閲覧されることがないように、使用状況に応じ、情報システムからログオフを行うことの徹底その他の必要な措置を講ずるものとする。

(入力情報の照合等)

第三十四条 職員は、情報システムで取り扱う個人データ等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該個人データ等の内容の確認、既存の個人データ等との照合等を行うものとする。

(バックアップ)

第三十五条 保護管理者は、個人データ等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム設計書等の管理)

第三十六条 保護管理者は、個人データ等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

(サイバーセキュリティに関する対策の基準等)

第三十七条 保護管理者は、個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四号)第二十六條第一項第二号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う個人データ等の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保するものとする。

第七章 情報システム室の安全管理

(入退管理)

第三十八条 保護管理者は、個人データ等を取り扱う基幹的なサーバ等で保護管理者が指定する機器を設置する室その他の区域(以下「情報システム室」という。)に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、要件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査その他の必要な措置を講ずるものとする。個人データ等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様とする。

2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限その他の情報システム室の安全管理するための措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、情報システム室及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、身分証明書の提示を求めるとともに、立入りに係る認証機能を設定し、パスワード等の管理に関する定めの整備(その定期又は随時の見直しを含む。)及びパスワード

ド等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム室の管理)

第三十九条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室に制御機能、錠装置、警報装置及び監視設備の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室に、耐震、防火、防煙、防水その他の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止その他の必要な措置を講ずるものとする。

第八章 個人データ等の提供及び業務の委託等

(個人データ等の提供)

第四十条 保護管理者は、県の機関及び県が設立した地方独立行政法人以外の者に個人データを提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態その他の必要な事項について提供先との間で書面を取り交わすものとする。

2 保護管理者は、県の機関及び県が設立した地方独立行政法人以外の者に個人データを提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行うことにより当該措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、他の県の機関又は県が設立した地方独立行政法人に個人データを提供する場合において、必要があると認めるときは、前二項に規定する措置を講ずるものとする。

4 保護管理者は、個人情報保護法第九條第二項及び第三項の規定により、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために行政機関等匿名加工情報及び削除情報(保有個人情報に該当するものに限る。)を自ら利用し、又は提供してはならない。

5 保護管理者は、個人情報保護法第九條第二項及び第十五條の規定(個人情報保護法第九條第二項の規定により個人情報保護法第九條第二項及び第十五條の規定を準用する場合を含む。)により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者(以下「契約相手方」という。)から個人情報保護法第十二條第二項第七号の規定に基づき当該契約相手方が講じた行政機関等匿名加工情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちに総括責任者に報告するとともに、当該契約相手方がその是正のために講じた措置を確認するものとする。

6 保護管理者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、個人番号及び特定個人情報を提供してはならない。

（業務の委託等）

第四十一条 個人データ若しくは行政機関等匿名加工情報等の取扱いに係る業務又は行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務を外部に委託する場合には、個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の規定による委託に係る契約書には、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者、管理体制及び実施体制、個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の管理の状況についての検査に関する事項その他の必要な事項について書面で確認するものとする。

一 個人情報又は行政機関等匿名加工情報等に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止その他の受託者が負う義務

二 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下この号及び第七項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

三 個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の複製等の制限に関する事項

四 個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の安全管理措置に関する事項

五 個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

六 委託終了時における個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の消去及び媒体の返却に関する事項

七 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

八 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の取扱状況を把握するための監査等に関する事項

3 個人番号利用事務等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託先において、番号法に基づき行政機関が果たすべき措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認するものとする。この場合においては、当該委託に係る契約書等に、前項で定める事項に加え、次の事項を明記するものとする。

一 事務所等内からの個人番号及び特定個人情報の持ち出しの禁止に関する事項

二 個人番号及び特定個人情報を取り扱う従事者の範囲の明確化及び従事者の監督・教育に関する事項

三 契約内容の遵守状況の報告に関する事項

四 必要に応じて、実施可能とする委託先に対する実地の調査に関する事項

4 個人データ又は行政機関等匿名加工情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならぬ。

5 個人データ若しくは行政機関等匿名加工情報等の取扱いに係る業務又は行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る個人データ又は行政機関等匿名加工情報等の秘匿性その他の内容やその量等に応じて、委託先における責任者、業務従事者の作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報又は行政機関等匿名加工情報等の管理の状況について、少なくとも年一回以上、原則として実地検査により確認を行うものとする。

6 前項に規定するもののほか、個人番号利用事務等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託を受けた者において、行政機関が果たすべき措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。

7 委託先において、個人データ若しくは行政機関等匿名加工情報等の取扱いに係る業務又は行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務が再委託される場合には、委託先に第一項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る個人データ又は行政機関等匿名加工情報等の秘匿性その他の内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが第五項の措置を講ずるものとする。個人データ若しくは行政機関等匿名加工情報等の取扱いに係る業務又は行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務について、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

8 前項に規定するもののほか、保護管理者は、個人番号利用事務等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の可否を判断し、委託先に第三項の措置を講じさせるとともに、委託先を通じて又は委託元自らが第六項の措置を講ずるものとする。個人番号利用事務等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

9 個人データ等の取扱いに係る業務又は行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務その他の個人データ等の取扱いに関する事項を明記するものとする。

10 個人データを提供し、又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、個人データの秘匿性その他の内容その他の必要な事項を考慮し、必要に応じて、特定の個人を識別することができる記

載の全部若しくは一部の削除又は別の記号等への置き換えその他の必要な措置を講ずるものとする。

第九章 安全管理上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第四十二条 個人データ等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合、事務取扱担当者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合その他の安全管理の上で問題となる事案の発生又は発生のおそれを認識した場合には、その事案の発生等を認識した職員は、直ちに当該個人データ等を管理する保護管理者に報告するものとする。

2 保護管理者は、前項の規定による報告を受けた場合には、被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、外部からの不正アクセス又は不正プログラムの感染が疑われる端末等のネットワークからの遮断など、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行い、又は職員に行わせるものとする。

3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括責任者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括責任者に当該事案の内容等について報告するものとする。

4 総括責任者及び保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(法に基づく報告及び通知)

第四十三条 漏えい等が生じた場合であつて、個人情報保護法第二十六条第一項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第二項の規定による本人への通知を要するとき、前条で定める事項と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力するものとする。

(公表等)

第四十四条 前条の報告及び通知を要しない場合であつても、事案の内容、影響等に応じた必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の公表を行った事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会事務局に情報提供を行うものとする。

3 前項に規定する場合のほか、個人情報保護に係る内部規程に対する違反があつたとき、委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があつたときその他の県民の不安を招きかねない事案が発生したときは、その内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会事務局へ情報提供を行うものとする。

第十章 点検の実施

(点検)

第四十五条 保護管理者は、病院局における個人データ等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括責任者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第四十六条 総括責任者及び保護管理者は、点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から個人データ等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第十一章 補則

(個人情報保護委員会事務局への報告)

第四十七条 保護管理者又は総括責任者は、特定個人情報について、漏えい等事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則(平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第五号)その他の規程に従つて、個人情報保護委員会事務局に報告するものとする。

2 保護管理者又は総括責任者は、行政機関等匿名加工情報等に関して、次に掲げるときは、直ちに個人情報保護委員会事務局に報告するものとする。

一 第四十条第五項及び第四十二条第三項の規定による報告をしたとき。

二 第四十二条第四項及び第四十四条第一項の措置を講じたとき。

三 契約相手方が、個人情報保護法第百二十条各号に該当すると認められ、契約を解除しようとするとき、及び解除したとき。

(委任)

第四十八条 この規程に定めるもののほか、個人データ等の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

(大分県個人情報の管理に関する規程の廃止)

2 大分県個人情報の管理に関する規程(平成二十七年大分県病院局訓令第二号)は、廃止する。